

愛荘町立秦荘西小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成29年4月改訂

平成30年6月改訂

令和5年4月改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

本校では、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、滋賀県・愛荘町・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「愛荘町立秦荘西小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、学校基本方針に基づき、いじめ問題に組織的に取り組むこととする。

1 いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する

（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

上記の定義に基づき、すべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ない児童はいない」という共通認識をもち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、学校基本方針に基づき教職員が一丸となって取り組むこととする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめはどの集団でも、どの学校でも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害の問題であることをふまえ、いじめ防止等の対策を進めなくてはならない。
- (2) いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- (3) すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- (4) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

この基本理念の下、かけがえのない存在である児童一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、全教職員が強い決意で取り組んでいくこととする。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 子どもを語る会

全職員が、生徒指導上支援が必要な児童の実態を掴み、同一步調で対応できるよう共通理解を図る。

(2) いじめ防止対策委員会

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「いじめ防止対策委員会（以下「組織」という）を設置する。

組織の構成委員は、町教委職員・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・児童支援加配（教育相談担当）・養護教諭・町福祉課職員とする。

組織では相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談、調査等を各学期に1度は実施し、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

4 いじめ防止に向けた方針

(1) 学校として

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むためいじめ防止のための取り組みを発達段階に応じて自らが実践できるよう指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

(2) 子どもとして

- ① 自己の夢を実現するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対して思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがある（思われる）と認知したときは、当事者に声をかけ、担任や他の教職員、周囲の大人などに積極的に相談する。

5 いじめの未然防止（いじめ防止の土壌づくり）

（１）人権・同和教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権・同和教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

（毎月 24 日の秦西人権の日、STOP いじめ全校集会）

（２）道徳教育の充実

- ・町の教育理念である「未来に拓く愛荘 16 年教育」に根ざした心身の発達を育んでいくように取り組む。
- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施するとともに、授業の中でいじめ等の問題について考え、議論する活動も積極的に取り入れる。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出合わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等にふれることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

（３）体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

（４）コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ・みんなのために行うボランティア活動を学校ぐるみで促進する。
- ・学級の係活動、委員会活動、縦割り活動等を通して、子どもの出番と居場所づくりを進める。

（５）保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、ホームページ、学校・学年・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの会議や保護者懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

6 いじめの早期発見

（１）日々の観察

- ・休み時間や昼休みなど、教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けること

を心がけ、子どもたちの様子に目を配り、いじめの早期発見を図る。

- ・「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- ・ささいな変化もすべての教職員が情報を共有する。

(観察の視点)

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係、学級の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(学校におけるいじめのサインの例)

- ・休み時間に一人で行動している。
- ・教室にぽつんと一人である。
- ・友人関係が急激に変化した。
- ・遅刻や早退、欠席が増加した。
- ・急な体調不良を訴える。
- ・保健室への来室が増加する。
- ・学用品、教科書、体育着等の紛失が起こる。
- ・学用品の破損、落書きが見られる。
- ・発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いが頻繁に起こる。
- ・特定児童の発言に対してどよめきや目配せが見られる。
- ・特定児童からの忌避・逃避が見られる。
- ・特定児童に対する掃除時の机、椅子、学用品等の乱雑な扱いが見られる。
- ・図画工作科や書写等での衣服の過度な汚れが見られる。等

(2) 日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日ごろから連絡を密にすることで、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(3) 教育相談の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成するために日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日ごろから気軽に相談できる環境をつくる。
- ・「つぶやきを聴こう週間」を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。
- ・毎月第3火曜日に、保護者向けの教育相談の日を設ける。

(4) いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて随時実施する。少なくとも学期に1回以上実施する。

(5) 学校相互間の連携

- ・中学校や幼稚園、保育園と情報交換や交流活動を行う。

7 いじめの早期対応

(1) 正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。記録は、学校で行った指導などの措置などとともに時系列でまとめる。

- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- (2) 指導体制、方針決定
 - ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
 - ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - ・教育委員会事務局、関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 児童への指導・支援
 - ・いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み、思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という意識をもたせる。
- (4) 保護者との連携
 - ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
 - ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- (5) いじめ発生後の対応
 - ・継続的に指導、支援を行う。
 - ・スクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
 - ・心の教育の充実を図り、だれもが大切にされる学級運営を行う。
 - ・いじめは、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、概ね次の2つの要件が満たされるところまで対処していく。
 - ①いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。
(少なくとも3か月を目安とする)
 - ②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

8 ネット上のいじめへの対応

- (1) 啓発・研修
 - ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、指導にいかす。
 - ・ネットいじめの予防を図るため、学校だよりや関係機関からの資料配付などを通じて啓発を行う。また、学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。
- (2) 早期発見・早期対応
 - ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
 - ・日ごろより情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。
- (3) 関係機関との連携
 - ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。
 - ・場合によっては、所轄警察署と連携して対応、指導にあたる。

9 重大事態への対処

重大事態の定義

- ・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- (2) 事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) いじめを受けた児童やその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (4) 町教育委員会事務局への報告を行う。
- (5) 調査結果をふまえた必要措置を行う。

10 PTA及び関係機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (2) 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- (3) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

11 その他

- (1) ゆとりをもち、児童と向き合える時間の創出
 - ・教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
 - ・一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
 - ・出張等の授業支援のサポート体制の整備を図る。
- (2) 担任力の向上
 - ・「学習指導」「生徒指導」「特別支援教育」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
 - ・めあてと付けたい力を明らかにして、わかる授業をめざして日々の授業に取り組む。
 - ・児童が自分自身を振り返り、より良い自分をめざせる力を育む生徒指導に努める。
 - ・日々の実践を謙虚にふり返し、常に改善を図る。

※別紙資料

秦荘西小学校いじめストップアクションプラン